

農産物検査法（昭和二十六年法律第四十四号）第十八条第三項において準用する同法第十七条第二項の規定によつて、次のとおり登録検査機関の登録を更新した。

平成三十年九月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 登録更新年月日及び登録番号

1 登録更新年月日

平成三十年九月十九日

2 登録番号

二十一

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称

佐伯中央農業協同組合

2 代表者の氏名

忠末 宜伸

3 主たる事務所の所在地

廿日市市宮内四四七三番地一

三 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ、国内産玄米

四 登録の区分

品位等検査

五 農産物検査を行う区域

広島県

六 農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
西本 雄二	廿日市市玖島四八五二番七号	もみ、玄米
浅井 丈弘	廿日市市住吉二丁目一四番三二―三号	もみ、玄米
山藤 豊美	廿日市市玖島四二―一番地	もみ、玄米
岡本 尚登	大竹市白石一丁目二番一八号	もみ、玄米
野間 亮平	廿日市市上平良三四―番六号	もみ、玄米

